平成 25 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名：株式会社大泉製作所
（コード：6618 東証マザーズ）
代表者名：代表取締役社長　　久保田達夫
問合せ先：常務取締役管理本部長　竹内　章
（ＴＥＬ：03-5297-6493）

第三者割当により発行される第１回無担保転換社債型新株予約権付社債
及び第１回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 12 月 25 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により発行される第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第１回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．募集の概要

＜本新株予約権付社債発行に係る募集の概要＞

（１）	払込期日	平成 26 年１月 15 日
（２）	新株予約権の総数	４個
（３）	社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は 25,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
（４）	当該発行による潜在株式数	478,400 株
（５）	資金調達の額	100,000,000 円（差引手取概算額　97,500,000 円）
（６）	転換価額	１株当たり 209 円
（７）	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方式により、全額をＯａｋキャピタル株式会社に割り当てる。
（８）	その他	①金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20 連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の 150%を超えた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して、当該 20 連続取引日の最終日から 30 日以内に、繰上償還日の 30 日以上 60 日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で償還することができる。 ②本社債権者が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

＜本新株予約権に係る募集の概要＞

（1）	割当日	平成26年1月15日
（2）	新株予約権の総数	939個
（3）	発行価額	1,970,022円（本新株予約権1個当たり2,098円）
（4）	当該発行による潜在株式数	939,000株（本新株予約権1個につき1,000株）
（5）	資金調達の額	198,221,022円（差引手取概算額　195,381,022円） （内訳）　新株予約権発行分　1,970,022円 新株予約権行使分　196,251,000円
（6）	行使価額	1株当たり209円
（7）	募集又は割当て方法（割当予定先）	第三者割当の方式により、全額をＯａｋキャピタル株式会社に割り当てる。
（8）	その他	①本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金2,098円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。 ②本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

2．募集の目的及び理由

（1）当該資金調達の目的及び理由

当社は昭和14年8月に、後に当社初代取締役となる松井角平らが、航空機の高性能電気接点の製造を目的とする日本接点研究所として創業、その後、法人組織に改組し、昭和19年3月25日に株式会社大泉航空機器製作所として設立されました。

戦後、昭和20年10月に社名を現在の株式会社大泉製作所と改め、民需の電気接点の製造を開始しましたが、昭和27年2月に電気通信省電気通信研究所よりサーミスタ（注）の試作依頼を受け研究開発を開始、昭和30年1月に電話交換機用のサーミスタの生産を開始致しました。以来、50有余年にわたり、半導体セラミック技術及び金属、プラスチック、ガラス技術の蓄積を重ね、各種温度センサの開発に取り組み、高品質製品の供給に努めております。

当社の主力製品である温度センサの主要顧客は、日系の自動車部品メーカーや空調・家電メーカーであり、主要顧客の中国への生産拠点の移管、拡大に伴い、平成7年に当社も中国広東省東莞市にて委託生産を開始し、その後、平成16年に子会社である東莞大泉傳感器有限公司を設立し中国での生産を開始いたしました。

当社は平成24年6月に東京証券取引所マザーズ市場に上場を果たしましたが、その後、主に中国国内の人件費の高騰と元高・円安による円換算での製造コストの増加により収益が悪化し、自己資本比率が平成24年3月期末時点の7.2%から平成26年3月期第2四半期末時点の4.9%まで低下したため、財務基盤の改善が急務の経営課題となっておりました。

その一方で、当社の主要顧客の中国以外のアジア地域への生産拠点の進出が続いていることに加え、当社の顧客基盤のグローバル化が進み、従来の主要顧客である日系の自動車部品メーカー及び空調・家電メーカーに加え、新たに欧米の自動車部品メーカーおよび非日系の空調・家電メーカーとの新規取引が始まっております。

当社の主要顧客が、アセアン地域に生産拠点を拡大するなか、当社の成長戦略の2つの柱である、①先

進国市場では、エコ関連の新規製品開発に伴って、新しい温度センサの開発や新規市場を取り込むこと、②新興国地域での自動車、家電製品の急激な需要拡大が始まっており、その新しい市場を取り込むこと、の後者②の新興国市場のひとつであるアセアン地域内で、特に当社の主要顧客の多くが進出しているタイに工場を設立することは、当社の成長に大きく寄与し、現在の中国工場と合わせて海外２工場体制を確立することにより生産体制のリスク分散にも資するものであると考えております。

当該タイ工場の設立は、平成 25 年３月期第１四半期に検討を始め、同年第３四半期に作成された事業計画に基づき、平成 25 年４月にタイのアマタナコン工業団地内に土地及び建物の賃借契約を終えて、各種認可申請と同時に内装工事等を進めております。タイ工場に係る総投資額は約４億円、工場稼働時期は平成 27 年３月期第１四半期より第一期から順次開始する予定です。第一期の投資額は 95 百万円（日系の空調・家電メーカー向けの主にエアコン、冷蔵庫用の温度センサの製造ライン）、第二期は 166 百万円(日系の自動車部品メーカー向け及び一部、非日系の自動車部品メーカー向けのカーエアコン、吸気・排気温度制御等に使用する温度センサの製造ライン)、第三期は 31 百万円（量産化が開始する非日系の自動車部品メーカー向けのカーエアコン、吸気・排気温度制御等に使用する温度センサの製造ライン）であり、第三期で完成する計画です。

今回、タイ工場の第一期設備投資の支払時期が平成 26 年２月から６月に到来することに対応して、確実な資金調達の方法である本新株予約権付社債の発行とし、第二期、第三期については、事業環境の変化による規模の見直しや延期等も考えられることから新株予約権の発行という、機動的な資金調達の道筋が必要であると判断し、第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を行うことといたしました。

（注）サーミスタ：抵抗のことを英語では Resistance といい、抵抗体のことを Resistor といいます。一方、熱を意味する英語に Thermal という言葉があり、熱に感じやすい抵抗体を Thermally Sensitive Resistor といい、これを一まとめにして出来た言葉が Thermistor です。

（２）本新株予約権付社債及び新株予約権の発行の方法を選択した理由について

当社は、平成 24 年６月に株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場を果たした前後から、現在の中国工場に加えて、アセアン地域のなかでも当社の主要顧客の多くが進出しているタイに工場を建設する計画を策定し始め、平成 25 年４月にタイのアマタナコン工業団地内に工場用地及び建物を賃借し準備を始めました。この設備投資のための資金調達方法として、間接金融は直近の財務内容が悪化したため難航し、第一期の製造ラインの設備投資資金の支払い時期が平成 26 年２月から徐々に始まることもあり、当社としては直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。また、ライツオファリングも検討しましたが、特に個人株主への説明に時間がかかり、かつ資金調達額の予想が難しいことから断念しました。筆頭株主であるＷＬ・ロスグループによる第三者割当増資も検討しましたが、当グループの３ファンドのいずれも当社への投資期間が 10 年を越え、新規投資の期間が過ぎていることから難しいと判断しました。このようななか、今回の割当先であるＯａｋキャピタル株式会社からアプローチを受け、面談を重ねるなかで、同社が提案した新株予約権付社債と新株予約権の発行という資金調達のスキームが当社のタイ工場の設備投資計画の段階的な資金ニーズに対応し、Ｏａｋキャピタル株式会社も段階的に投資を行うことができることから、双方のニーズが合致しこの発行方法を選択しました。同社からの提案を受けた後、他の投資会社からの提案も検討しましたが、ほとんどが新株予約権のみの提案であったことから、第一期の支払時期が迫っていることもあり確実な資金調達とはならないため不採用としました。今回のＯａｋキャピタル株式会社のスキームは当社及び当社既存の株主にとっても、割当先である同社が経営への関与をせず、かつ行使した全新株を市場にて売却する意思を表明をしていることから、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があり、この資金調達により当社の成長戦略を後押しし、結果的に企業価値の向上に寄与することから、既存株主の利益に資するものと考えております。なお、本新株予約権による資金調達が当初計画通りにできない場合、設備投資に係る資金の支出予定時期を調整するとともに銀行等からの借り入れ、リー

ス又は売掛債権のファクタリング等、別途資金調達の方法も検討する予定です。また、自動車部品業界の商慣習として、取引先が製造設備を当社工場に貸与することもありますので、合わせて検討し対応する予定であります。以上のことを総合的に勘案し、今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達を実行することを決定いたしました。

（3）本新株予約権付社債の主な特徴

本新株予約権付社債の主な特徴は、次のとおりとなります。

① 本新株予約権付社債は、発行当初から転換価額は 209 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって転換価額が変動することはありません。また、本転換社債型新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 478,400 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、転換価額及び割当株式数の双方が本新株予約権付社債の発行要項に従って調整されます。

② 第三者割当方式での発行により、機動的な資金調達が可能となります。

③ 利息を付さない本新株予約権付社債の発行により、負債コストを抑制することが可能になります。

④ 本新株予約権付社債には、上記「転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、150％コールオプション条項による繰上償還が定められております。

⑤ 本新株予約権付社債には、上記「転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、割当先が本新株予約権付社債の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権付社債のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

＜メリットとなる要素＞

① 社債の発行は、株主割当又は公募増資などでの発行に比べて、迅速かつ確実な資金調達が可能であり、一括して資金調達することにより財務体質が安定化するとともに業績向上の足がかりとなること

② 割当予定先であるＯａｋキャピタル株式会社は、日本の上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、過去３年間で約 10 数件の投資実績があり、失権なども発生していないことから払込の確実性が極めて高いと考えることができること

③ 割当予定先はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを確認しており、経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること

④ 本新株予約権付社債が転換された場合、交付される株式数のうち１株未満は切捨てられるとともに、社債の発行価額については全て、当社の資本金及び資本準備金となるため、１株未満の端数に相当する社債部分の償還が生じないこと

⑤ 本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使請求期間は平成 26 年１月 16 日から平成 29 年１月 13 日までとなっており、長期に渡って本新株予約権付社債の転換が可能なため、短期間に大量の株式を発行し希薄化が一度に進まないことが期待されること

⑥ 本新株予約権付社債には、上記表中「その他」欄に記載のとおり、150％コールオプション条項により、残存する本社債の全部をその額面金額の 100％で償還することができます。取得条項を設けることにより、本新株予約権付社債の転換を促進させるとともに、転換された社債については金銭による社債の償還が必要なくなり、自己資本の増強を図ることが可能となります。

＜デメリットとなる要素＞

本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が進んだ場合、1,417,400 株（本新株予約権付社債の全てが転換価額 209 円で転換された場合に 478,400 株、かつ本新株予約権のすべてが行使価額 209 円で行使された場合に 939,000 株）の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。

既存の株主には本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄

化が生じることとなりますが、当該増資に伴って、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることになり、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

（4）本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は 209 円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 939,000 株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

③ 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、譲渡制限条項が規定されており、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとしております。

なお、当社が重視した本新株予約権のメリット及びデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

＜メリットとなる要素＞

① 本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮といった観点からの懸念が示される行使価額修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、行使価額及び割当株式数の双方が固定されていることから、既存株主の保有する株式価値の希薄化に配慮した内容となっております。上記の本新株予約権の主な特徴のとおり、本新株予約権は発行当初から行使価額は 209 円で固定されており、また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から 939,000 株で固定されているため、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

② 割当先であるＯａｋキャピタル株式会社は過去における上場会社を対象としたエクイティ・ファイナンスの実行に伴って、過去３年間で約 10 数件の投資実績があり、失権なども発生していないことから払込みの確実性が極めて高いと考えることができること

③ 割当予定先であるＯａｋキャピタル株式会社はファイナンシャル・インベスターであり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことを確認しており、当社の経営の独立性を維持したまま資金調達が可能であること

④ 割当予定先であるＯａｋキャピタル株式会社は当社以外においても日本の上場企業の新株予約権の引受けの実績があり、払込みも確実に行っており、割当先としての信頼感が高いことと共に、新株予約権の引受先である他社の実績からも早期の行使が期待できること

④ 本新株予約権の行使は、その行使の時期（行使期間３年）が分散されることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できること

⑥ 本新株予約権には、上記「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、150%コールオプション条項により、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。この結果、本新株予約権の行使による普通株式への転換を促進することで、自己資本の増強を図ることが可能となります。

＜デメリットとなる要素＞

① 本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が進んだ場合、1,417,400 株（本新株予約権付社債の全てが転換価額 209 円で転換された場合に 478,400 株、かつ本新株予約権の全てが行使価額 209 円

で行使された場合に939,000株）の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じること

② 本新株予約権の行使請求期間である平成26年1月16日から平成29年1月13日までの3年間の期間内に、市場の動向等の要因により、本新株予約権の行使が十分に進まない可能性があり、その場合、新たな資金調達などを検討しなければならなくなること

既存の株主様には本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により短期的には株式価値の希薄化が生じることとなりますが、当該増資に伴って、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることになり、中長期的な観点から見れば、株主の皆様の利益が高まるものと認識しております。

3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

① 払込金額の総額	298,221,022円 （内訳）本社債の発行による調達額 100,000,000円 本新株予約権の発行による調達額 1,970,022円 本新株予約権の行使による調達額 196,251,000円
② 発行諸費用の概算額	5,340,000円 （内訳）本新株予約権付社債及び本新株予約権公正価値算定、及び有価証券届出書等開示資料作成費用 3,000,000円 弁護士報酬 1,000,000円 登録免許税 1,040,000円 その他諸費用 300,000円
③ 差引手取概算額	292,881,022円

※1．発行諸費用の概算額には消費税等は含まれておりません。

※2．調達する資金のうち、本新株予約権の行使による調達額につきましては、本新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、当初計画通りに資金調達ができない可能性があります。その場合には、下記「(2) 調達する資金の具体的な使途」欄の各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに経費の削減や銀行等からの借り入れ、リース、売掛債権のファクタリング等、別途資金調達を検討します。また、自動車部品業界の商慣習として、取引先が製造設備を当社工場に貸与することもありますので合わせて検討して対応する予定であります。

（2）調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① タイ工場の設備投資資金（第一期） （日系の空調・家電メーカー向けの主にエアコン、冷蔵庫等に使用する温度センサの製造ライン）	95百万円	平成26年2月～平成26年6月
② タイ工場の設備投資資金（第二期） （日系の自動車部品メーカー向け及び一部、非日系の自動車部品メーカー向けの主にカーエアコン、吸気・排気温度制御等に使用する温度センサの製造ライン）	166百万円	平成26年10月～平成27年3月
③ タイ工場の設備投資資金（第三期） （量産化が始まる非日系の自動車部品メーカー向けの主にカーエアコン、吸気・排気温度制御等に使用する温度センサの製造ライン）	31百万円	平成27年4月～平成28年3月

※1．調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行預金等においてリスクの低い適時適切な資金管理をする予定であります。

※２．現時点において想定している資金使途の優先順位は、①、②、③の順であり、第三期で完成します。
※３．タイ工場の総投資額は約４億円で、今回調達する資金はその一部に充当します。

４．資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の基幹業務の強化と成長戦略に基づくアセアン地域での生産体制を確立することにより、収益機会の拡大を実現していくとともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。

よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

５．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、平成 25 年５月にダイレクトメールを株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリー（東京都港区東麻布 1-7-7）より受け取り、その後複数回にわたり同社と面談をする中で、同社より提供頂ける金融サービスに関して理解を深めてまいりました。今回の発行について、改めて同社の実績（新株予約権等の公正価値算定業務に関し、平成 25 年度において年間 10 数件の実績がございます。）等を勘案し、本新株予約権付社債の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債及び本新株予約権の価値算定を第三者算定機関である同社に依頼し、本新株予約権付社債及び本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

① 本新株予約権付社債

当該機関は、当社株式の流動性に鑑み日々売却可能と考えられる目安を基に権利行使をするものとし、本新株予約権を行使して得た当社株式の売却行動に関しては、当社株式の流動性に鑑み、行使して得た株式を日々売却していく権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の繰上償還動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成 25 年 12 月 24 日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0.00％）、割引率（リスクフリーレート 0.1％）、割引率（信用リスク）、ボラティリティ（68.2％）、本新株予約権付社債に付された 150％コールオプション条項等の諸条件（当該条項の詳細は、前記「１．募集の概要 ＜転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要＞ （８） その他①」に記載のとおり）及び１日当たりの売却可能株式数（直近 1.5 年間にわたる発行会社普通株式の１日当たり平均売買出来高（15,083 株/日）及び一定の条件を満たした場合は追加の権利行使を考慮する）等について一定の前提を置いて、権利行使期間（平成 26 年１月 16 日から平成 29 年１月 13 日まで）、利率その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債の公正価値を額面 100 円当たり 98.06 円と算定いたしました。

当社は、上記算定手法が一般的に広く使われている算定計算式によるものであることから、この評価を妥当として、本新株予約権付社債１個の払込金額を金 25,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円）といたしました。また、本転換社債型新株予約権の転換価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権付社債を転換するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 25 年 12 月 24 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 209 円を参考に 209 円といたしました。

当社は、本新株予約権付社債について、本新株予約権付社債に新株予約権を付すことにより当社が得ることのできる経済的利益、すなわち本新株予約権付社債の実質的な対価（額面 100 円につき金 100 円）と株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーの算定した公正価値とを比較し、本新株予約権付社債の実質的な対価が本新株予約権付社債の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新

株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役３名全員（うち、社外監査役２名）が、本新株予約権付社債の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、かつ適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある転換価額、当社株式の株価及びボラティリティ、割引率、権利行使期間等の前提条件を考慮して、株式オプションの評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。また、転換価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に転換価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

② 新株予約権

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（平成 25 年 12 月 24 日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0.00％）、割引率（リスクフリーレート 0.1％）、ボラティリティ（68.2％）、本新株予約権に付された 150％コールオプション条項（当該条項の詳細は、前記「１．募集の概要 ＜新株予約権に係る募集の概要＞ （８） その他 ①」に記載のとおり）及び１日当たりの売却可能株式数（直近 1.5 年間にわたる発行会社普通株式の１日当たり平均売買出来高（15,083 株/日）及び一定の条件を満たした場合は追加の権利行使を考慮する）等について一定の前提を置いて、権利行使期間（平成 26 年１月 16 日から平成 29 年１月 13 日まで）その他の発行条件の下、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、新株予約権１個の公正価値を 2,098 円（１株当たり 2.098 円）と算定いたしました。

当社は、この評価を妥当として、本新株予約権１個の払込金額を金 2,098 円といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向を勘案するとともに当社株式の流動性を鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 25 年 12 月 24 日）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 209 円を参考に、行使価額を 209 円といたしました。

また、本日開催の当社取締役会にて監査役３名全員（うち、社外監査役２名）が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、かつ適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーが公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額と同額であることを判断の基礎としております。また、行使価額についても取締役会決議日の直前取引日における終値を参考に行使価額を決定したことについて、当該終値が直近の当社の株式価値を適正に反映しているとの会社の判断は妥当であるとする旨の意見も合わせて表明しております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債に付された新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は 478,400 株（議決権の数は 4,784 個）であり、また、本新株予約権のすべてが行使された場合に発行される株式数は 939,000 株（議決権の数は 9,390 個）であります。これらを合算すると、発行される株式数は 1,417,400 株（議決権の数は 14,174 個）となり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数 5,677,000 株（議決権の数

は 56,764 個）に対して 24.97%（議決権の総数に対する割合は 24.97%）となることから相応の希薄化につながることになります。

しかしながら、 本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達につきましては、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存株主様の株式価値の向上につながるものと考えております。また、当社株式の過去 1.5 年間の１日当たりの平均売買出来高は 15,083 株であり、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権付社債に付された新株予約権及び本新株予約権が全て行使された場合の上記 1,417,400 株を行使期間である３年間で行使売却するとした場合の１日あたりの数量は 1,946 株となり、上記１日当たりの出来高の 12%程度となるため、株価に与える影響は限定的、かつ消化可能なものと考えております。以上のことから、今回の発行による発行数量及びこれによる議決権の希薄化の規模は、かかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

なお、本新株予約権付社債には、上記１.「募集の概要」 「転換社債型新株予約権付社債発行に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、一定の条件のもとで、一定の手続を経て、当社が残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の 100%で償還することができる旨の繰上償還条項が付されております。また、本新株予約権には、上記１.「募集の概要」 「新株予約権に係る募集の概要」の表中「その他」欄に記載のとおり、一定の条件のもとで、一定の手続を経て、当社が本新株予約権１個につき本新株予約権１個当たりの払込価額と同額で、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

（1）	名　　称	Ｏａｋキャピタル株式会社
（2）	所　在　地	東京都港区赤坂八丁目 10 番 24 号
（3）	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼ＣＥＯ 竹井 博康
（4）	事　業　内　容	投資事業
（5）	資　本　金	3,401 百万円（平成 25 年９月 30 日現在）
（6）	設　立　年　月　日	大正７年２月 22 日
（7）	発 行 済 株 式 数	46,398,620 株（平成 25 年９月 30 日現在）
（8）	決　算　期	３月
（9）	従　業　員　数	（連結）38 名（平成 25 年３月 31 日現在）
(10)	主　要　取　引　先	一般法人
(11)	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	エルエムアイ株式会社 16.38%、山崎光博 4.71%、日本証券金融株式会社 3.73%（平成 25 年９月 30 日現在）
(13)	当事会社間の関係	
	資　本　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。
	人　的　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。
	取　引　関　係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。

(14)　最近３年間の経営成績及び財政状態

決算期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
連　結　純　資　産	2,637	1,891	1,269
連　結　総　資　産	3,179	2,439	1,785
１株当たり連結純資産(円)	118.34	84.04	52,20
連　結　売　上　高	4,351	926	1,538
連　結　営　業　利　益	39	△645	△329
連　結　経　常　利　益	8	△656	△342
連　結　当　期　純　利　益	115	△659	△485
１株当たり連結当期純利益(円)	5.24	△29.77	△21.13
１株当たり配当金（円）	―	―	―

（単位：百万円。特記しているものを除く。）

※割当予定先は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。当社は、割当予定先が株式会社東京証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認するとともに、過去の新聞記事、ＷＥＢ等のメディア掲載情報の検索によっても、割当予定先及びその役員と暴力団等との関係があることを認めることはできませんでした。また、同社から出資申入れがなされた後に実施した同社及び同社の代表取締役と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社トクチョー（東京都千

代田区神田駿河台 3-2-1）による調査結果も参考にし、同社、同社の役員及び主要株主（主な出資者）が反社会勢力等には該当せず、また、反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

（2）割当予定先を選定した理由

割当予定先のＯａｋキャピタル株式会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っており、投資実績は豊富で、潜在成長力を持つ新興上場企業に対する投資も積極的に行っております。同社は資金調達の引受け等を行うインベストメントバンキング事業に加え、クライアント企業の成長戦略の策定や営業支援などを行うアドバイザリー事業などを手掛け、企業価値向上のための総合的な支援体制を築いているとともに、同社は、平成24年４月より新興市場のＩＴ企業向けに「ビジネスモデルの創出」と「成長シナリオの戦略」を立案し、新たな収益部門の構築を支援する成長支援投資を開始しております。また、同社は、昨年来株式市場が上昇基調に転じたことなどから、平成25年５月より、投資戦略の拡大、株式運用の開始、投資対象の拡大といった経営環境及び投資環境に対応した投資戦略を積極的に展開する方針を表明しております。

当社は、平成 24 年６月に東証マザーズ市場に上場を果たした後、予想外の収益悪化が続き自己資本の低下が経営課題となっておりました。一方、当社の顧客基盤は従来の日系の自動車部品メーカーや空調・家電メーカーからの旺盛な引き合いに加え、新たに非日系の自動車部品メーカーとの取引が急速に拡大傾向となり、その対応策として新規の設備投資の必要性が高まってきておりました。このような状況の中、タイ工場の建設計画を策定し、自己資金により内装工事等を開始し、資金調達の方法を模索しておりました。しかしながら、当社の直近の平成 26 年３月期第２四半期決算が赤字を計上したため、特にタイ工場の第一期分の設備投資資金について取引銀行からの借り入れ交渉が難航し、直接金融による資金調達を検討しているなか、今回のＯａｋキャピタル株式会社からのアプローチを受けました。

当社が同社と接触をもったきっかけは、投資会社である同社が新規顧客開拓のための営業活動の一環として、当社に対して、資金調達のご案内に関するダイレクトメールを平成 25 年８月に送付し、当社が受け取り検討した結果、平成 25 年 10 月に同社に対して面談を申し込んだことに端を発しております。同じ時期に，他の数社の投資会社から受け取ったダイレクトメールの内容も検討し各々面談を行いましたが、同社との面談の中で、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行いましたところ、当社株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、平成 25 年 11 月に本新株予約権付社債及び本新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、他の投資会社の提案内容に比べ、タイ工場の設備投資計画、第一期の設備投資の支払時期とのタイミング及び金額規模と、第二期、第三期のスケジュール等を勘案して、当社の資金ニーズに最も合致する条件であったこと、また、割当先のＯａｋキャピタルは過去の実績および東証二部上場の投資会社であり、当社の株主にも理解しやすく、加えて同社の投資方針が株式の保有や経営権の支配を目的とせず、当社の成長戦略を後押しし、企業価値の向上に伴い、株価の上昇場面で本新株予約権を行使し新株を市場にて徐々に売却する方針であり、現株主の利益にも資すると考えられることから、同社を引受先として選定しました。

（3）割当予定先の保有方針

本新株予約権付社債及び本新株予約権について、当社とＯａｋキャピタル株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、平成25年11月27日に行った当社と同社の代表取締役との面談の中で、同社は、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明しております。

なお、Ｏａｋキャピタル株式会社が本新株予約権付社債及び本新株予約権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとしております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先から、本新株予約権付社債及び本新株予約権の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、割当予定先の平成 26 年３月期第２四半期に係る四半期報告書に掲げられた四半期連結財務諸表から、割当予定先がかかる払込み及び行使に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

（５）株券貸借に関する契約

割当予定先と当社及び当社役員との間において、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もありません。

７．大株主及び持株比率　　（平成 25 年９月 30 日現在）

大株主の名称	持株比率
アジア リカバリー ファンド エルピー（常任代理人 敬和綜合法律事務所）	24.42%
ダブリュエルアール リカバリー ファンド ツー エルピー （常任代理人 敬和綜合法律事務所）	14.76%
タイヨーパールファンドエルピー （常任代理人 シティバンク銀行株式会社）	10.04%
アジア リカバリー コー インベストメント パートナーズ エルピー（常任代理人 敬和綜合法律事務所）	10.04%
株式会社埼玉りそな銀行	4.21%
ソマール株式会社	3.17%
大泉グループ従業員持株会	3.16%
JAIC－中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合	2.52%
首都圏リース株式会社	1.90%
埼玉成長企業サポートファンド投資事業有限責任組合	1.41%

※割当予定先であるＯａｋキャピタル株式会社については、本件による株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能なかぎり市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを表明していることから、割当後における当社の大株主には反映していません。

８．今後の見通し

今回の資金調達による平成 26 年３月期の当社業績に与える影響については、稼働時期が平成 27 年３月期上期に予定されているため、軽微です。当社は、今回の資金調達により、新たな収益の柱を構築するための成長戦略を推進し、事業領域を拡大することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながり、ひいては既存の株主の皆様の利益にもつながるものと考えております。

９．企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が 25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではない（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）

	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期	平成 25 年３月期
売上高	10,609 百万円	11,113 百万円	10,780 百万円
営業利益	414 百万円	427 百万円	△32 百万円
経常利益	188 百万円	250 百万円	△178 百万円
当期純利益	103 百万円	219 百万円	△297 百万円
１株当たり当期純利益	19.26 円	40.75 円	△53.05 円
１株当たり配当金	―	―	―
１株当たり純資産	47.54 円	102.19 円	98.39 円

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 25 年 12 月 25 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	5,677,000 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）に	－	－

おける潜在株式数		
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－

（注）上記潜在株式数は当社役職員向けのストックオプションの数値であります。

（3）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	平成23年３月期	平成24年３月期	平成25年３月期
始値	－円	－円	400円
高値	－円	－円	442円
安値	－円	－円	220円
終値	－円	－円	240円

（注）平成24年６月22日をもって株式会社東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

② 最近６か月間の状況

	６月	７月	８月	９月	10月	11月
始値	253円	241円	257円	239円	254円	254円
高値	393円	315円	284円	276円	271円	258円
安値	205円	236円	239円	236円	247円	239円
終値	241円	257円	239円	260円	259円	240円

（注）平成24年６月22日をもって株式会社東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成25年12月24日
始値	207円
高値	223円
安値	207円
終値	209円

（4）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

公募増資

払込期日	平成24年６月21日
調達資金の額	96,600,000円（差引手取概算額90,600,000円）
発行価額	322円（引受価額）
募集時における発行済株式数	5,377,000株
当該募集による発行株式数	300,000株
募集後における発行済株式総数	5,677,000株
発行時における当初の資金使途	中国及び国内の製造子会社におけるセンサ生産ラインの増設のための生産設備構築資金。

発行時における支出予定時期	平成24年7月～平成24年12月
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済みであります。

以下、別紙に発行要項を添付します。

（別紙 1）

株式会社大泉製作所第１回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項

１．募集社債の名称	株式会社大泉製作所第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といい、株式会社大泉製作所第１回無担保転換社債型新株予約権付社債発行要項を「本要項」という。）
２．新株予約権付社債券の不発行及び分離譲渡の禁止	本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第２項本文及び第３項本文の定めにより、本社債または本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
３．募集社債の総額	金１億円（額面総額１億円）
４．各募集社債の金額	金 25,000,000 円の１種
５．各募集社債の払込金額	金 25,000,000 円（額面 100 円につき金 100 円）
６．各新株予約権の払込金額	本新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。
７．社債の利率	本社債には利息を付さない。
８．申込期日	平成 26 年１月 14 日
９．本社債の払込期日	平成 26 年１月 15 日
10．各本新株予約権の割当日	平成 26 年１月 15 日（なお、各本社債の払込金額全額が同日に当社に払込まれることを本新株予約権の割当ての条件とする。）
11．募集の方法	第三者割当の方法により、全額をＯａｋキャピタル株式会社に割り当てる。
12．物上担保・保証の有無	本新株予約権付社債には、物上担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産は無い。
13．社債管理者の不設置	本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書及び会社法施行規則第169条の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

14．社債の償還の方法及び期限

（１）満期償還

本社債の元金は、平成29年1月13日（以下「償還期限」という。）に、未償還の本社債の全部を額面100円につき金100円で償還する。

（２）本社債の繰上償還

イ．150％コールオプション条項による繰上償還

金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、20連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額（本要項第16項第(2)号ロに定める転換価額とする。ただし、転換価額が同号ハないしチによって調整された場合は調整後の転換価額とする。）の150％を超えた場合、当社は、その選択により、本社債権者に対して、当該20連続取引日の最終日から30日以内に、繰上償還日の30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100％で償還することができる。なお、償還期限とともに本社債が償還される期日を償還日という（以下同じ）。

ロ．組織再編行為等による繰上償還

当社が上場している金融商品取引所における当社普通株式の上場が廃止された場合、または当社が消滅会社となる合併、吸収分割もしくは新設分割（吸収分割承継会社もしくは新設分割設立会社が、本新株予約権付社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。）、当社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）を当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は取締役会）で決議した場合、当社は、当該上場廃止日または組織再編行為の効力発生日前に、残存する本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100％で償還しなければならない。

（３）債務不履行による強制償還

本要項第19項各号に定める事由が生じた場合、社債権者は、当社に対して、本社債の期限の利益喪失を通知することができる。同通知がなされた場合、当社は、本社債の元金をその総額で直ちに本社債を償還するものとする。

（４）任意買入消却

本新株予約権付社債の買入消却は、当社と社債権者の合意により、本新株予約権付社債の本要項第９項に定める払込期日の翌日以降、本社債の額面100円につき金100円において、いつでもこれを行うことができる。買入れた本社債を消却する場合、本新株予約権については、本要項第16項第(4)号に従って行使できなくなることにより消滅する。

15．本社債に付する本新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は１個とし、合計４個の本新株予約権を発行する。

16．本新株予約権の内容

（１）本新株予約権の目的である株式の種類及び数

イ　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

ロ　本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行しまたはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行または処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(2)号ロ記載の転換価額（本項第(2)号ハないしチに基づき調整された場合は調整後の転換価額）で除した整数とする。ただし、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。

（２）本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

イ　各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債（なお、本新株予約権の付されている本社債はその額面金額の全額の払込がなされたものに限る。）の全部とし（なお、本新株予約権の行使の効力発生により、当該本社債につき期限の利益が喪失されるものとする。）、出資される財産の価額は、当該本新株予約権に係る本社債の額面金額と同額とする。

ロ　各本新株予約権の行使により交付する当社の普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、金 209 円とする。

ハ　転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本号ニ①ないし③に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

ニ　転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①　時価（本号ヘ②に定める。）を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（ただし、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式または取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換または合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降またはかかる交付のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割または当社普通株式の無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降または当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ 時価（本号ヘ②に定める。）を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に取得を請求できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行または付与（無償割当ての場合を含む。）する場合

調整後の転換価額は、発行または付与される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の取得価額で取得され、または当初の行使価額で行使され、当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）以降、または、その証券の発行もしくは付与のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

④ 本号ニ①ないし③の各取引において、当社普通株主に権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号ニ①ないし③にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。ただし、株式の交付については本項第(8)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

ホ 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が百分の１円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

ヘ　転換価額調整式に係る計算方法

① 転換価額調整式の計算については、円未満小数第３位まで算出し、小数第３位を切上げる。

② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円未満小数第３位まで算出し、小数第３位を切上げる。

③ 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社の普通株式を控除した数とする。

ト　本号ニ①ないし③の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て（ただし、当該承認は不合理に留保、遅延、拒絶されない。）、必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、合併、会社法第 762 条第１項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換または株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

チ　本号ニにより転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

（３）本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権付社債の社債権者は、平成26年１月16日から平成29年１月13日までの間、いつでも、本新株予約権を行使すること（以下「行使請求」という。）ができる。ただし、行使可能期間は、①当社が、本要項第14項第(2)号イ及びロに基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日まで、②当社が、本要項第14条第(4)号に基づき本社債を買入消却する場合は、消却日の前銀行営業日まで、③当社が、本要項第19項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時までとする。上記いずれの場合も、平成29年１月14日から後は本新株予約権を行使することはできない。なお、本号の定めるところにより本新株予約権を行使することができる期間を行使可能期間

という。

（４）その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、当社が本新株予約権付社債を買入れ、本社債を消却した場合には、当該本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。

（５）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）本新株予約権の行使請求の方法

イ　本新株予約権を行使請求しようとするときは、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、その行使に係る本新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(3)号記載の行使可能期間中に本項第(10)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

ロ　行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

（７）本新株予約権の行使請求の効力発生日

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が正午までに行使請求受付場所に到着した場合には、その到着した日に、正午以降に到着した場合には翌営業日に発生する。

（８）株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後当該行使請求に係る本新株予約権者に対し、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

（９）本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

取得の事由及び取得の条件は定めない。

(10) 行使請求受付場所

株式会社大泉製作所　管理本部総務部

17．本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債

が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値等を勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

18. 担保提供制限

（１）当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第２条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第１項第３号の規定に基づき、本新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

（２）本項第(1)号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第41条第４項の規定に準じて公告するものとする。

19. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を失う。

（１）当社が第14項の規定に違背したとき。

（２）当社が第18項の規定に違背したとき。

（３）当社が、本項第(1)号、第(2)号以外の本要項の規定に違背し、本社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行または是正をしないとき。

（４）当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が１億円を超えない場合は、この限りではない。

（５）当社または当社の取締役もしくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

（６）当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

20. 損害金

当社が本社債に関する債務を履行しなかった場合、支払うべき金額に対し年15％（年365日の日割計算）の割合にあたる損害金を支払う。

21. 償還金事務取扱者（償還金支払場所）

株式会社埼玉りそな銀行　川越支店

22. 本社債権者に対する通知する場合の公告の方法

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。ただし、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。

23. 社債権者集会に関する事項

（１）本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも３週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告または書面により通知する。

（２）本新株予約権付社債の社債権者集会は埼玉県においてこれを行う。

（３）本社債の発行価額の総額（償還済みの額を除く。）の10分の１以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

24. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

（１）本要項第22項に定める公告に関する費用

（２）本要項第23項に定める社債権者集会に関する費用

25. 本新株予約権付社債の譲渡に関する事項

社債権者が本新株予約権付社債の全部または一部を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。

26. その他

（１）上場申請の有無　該当事項なし。

（２）その他本新株予約権付社債発行に関して、必要な事項は当社代表取締役社長に一任する。

（３）上記各項については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。

（４）会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は合理的に必要な措置を講ずる。

以 上

（別紙 2）

株式会社大泉製作所
第１回新株予約権発行要項

１．新株予約権の名称　株式会社大泉製作所第１回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
２．本新株予約権の払込金額の総額　金 1,970,022 円
３．申込期日　平成 26 年１月 14 日
４．割当日及び払込期日　平成 26 年１月 15 日
５．募集の方法及び割当先　第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をＯａｋキャピタル株式会社に割り当てる。
６．本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 939,000 株とする（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 1,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第９項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
７．本新株予約権の総数　939 個
８．各本新株予約権の払込金額　本新株予約権１個につき金 2,098 円
９．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、金 209 円とする。但し、行使価額は第 10 項の規定に従って調整されるものとする。
10．行使価額の調整
(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第３位まで算出し、小数第３位を切り捨てるものとする。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当

社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 26 年 1 月 16 日から平成 29 年 1 月 13 日までとする。但し、第 13 項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、当該各取引日における行使価額の 150%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下、「取得日」という。）の２週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権１個につき金 2,098 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。

14. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 18 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全

額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所
株式会社大泉製作所　管理本部総務部

19. 払込取扱場所
株式会社埼玉りそな銀行　川越支店

20. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い
当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第 236 条第１項第８号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④新株予約権を行使することのできる期間

第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第 11 項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第 16 項に準じて決定する。

⑥新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
第９項に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権１個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
第 12 項及び第 13 項に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

21. その他
(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上